

令和3年5月18日

話題事項

令和3年5月14日

資料提供済

# 「和歌山県営業時間短縮要請協力金」〔第1期〕 5月17日（月）より申請受付開始！

令和3年4月22日（木）から5月11日（火）までの間、県の営業時間短縮要請にご協力いただいた和歌山市内の飲食店等の事業者の皆さまに支給する「和歌山県営業時間短縮要請協力金」の申請受付を令和3年5月17日（月）から開始します。

※令和3年5月12日（水）から令和3年5月31日（月）までの県の営業時間短縮要請に係る協力金〔第2期〕の受付は、令和3年5月31日以降に開始予定です。詳細は別途お知らせします。

- ◆ 申請期間 【郵 送】 令和3年5月17日（月） ～ 7月30日（金）当日消印有効  
【WEB】 令和3年5月28日（金）9時予定 ～ 7月30日（金）23時59分

≪郵 送≫ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請

≪WEB≫ パソコンやスマートフォン等によりホームページからの申請

●申請要領・申請書は、和歌山県庁、和歌山市役所、和歌山商工会議所など（別添参照）  
で5月17日（月）から配布します。

●下記ホームページでも5月17日（月）9:00からダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/kyoryokukin.html>

- ◆ 問合せ 『和歌山県営業時間短縮要請協力金事務局』（5/17 開設）

0120-258-756

9:00～17:00（土日祝除く）

≪協力金の支給要件≫ 次のいずれの要件も満たす事業者（詳細は申請要領をご参照ください。）

（1）和歌山市内において、食品衛生法に基づく飲食店又は喫茶店の営業許可を取得して営業を行っている店舗（本社が和歌山県外にある場合も含む。）であること。

（2）通常の営業時間が、21時から翌日の5時までの時間帯を含んでいた店舗が、要請期間中、営業時間を5時から21時までの間とし、かつ、酒類を提供している店舗については、酒類の提供を5時から20時までとしていたこと。

※対象店舗が、要請に応じて、休業していた場合も対象になります。

※準備等のため、協力開始が4月23日以降であっても、支給対象となります。ただし、営業時間短縮又は休業を開始した日から、5月11日まで連続して営業時間短縮又は休業していたことが必要です。

（3）業種別の感染拡大予防ガイドラインに基づいた感染防止対策に取り組んでいること。

（4）営業時間短縮又は休業の実施期間が分かるように、「営業時間短縮実施チラシ」や「休業実施チラシ」、又はそれらと同等の内容が含まれた書類を店舗の外側等に掲示していたこと。

≪協力金の支給額≫ **1店舗当たりの金額＝下記の1日当たりの支給額×協力日数**

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		8万3,333円以下	8万3,333円超～25万円以下	25万円超
中小企業	A売上高による方法	2.5万円/日	2.5万円～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの支給額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額（1日当たり）】		
大企業（売上高減少額による方法）		「20万円」又は「前年度若しくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3」のいずれか低い額		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可能

※通常の定休日は、協力日数に含みません。

※要請期間の全期間を営業時間短縮又は休業に協力いただいた場合、最大400万円の協力金を支給します。  
売上高減少額による方法で算定した場合で、売上高減少額がなかった場合には、協力金の支給はありません。

【問い合わせ】 商工観光振興課 担当：尾崎、高垣、石坂

TEL：073-441-2742 FAX：073-422-1529

## 和歌山県営業時間短縮要請協力金申請要領・様式配布先一覧

分類	名称	住所
県	和歌山県 商工観光労働総務課・商工振興課	和歌山市小松原通一丁目1番地
県	海草振興局 地域振興部 企画産業課	和歌山市小松原通一丁目1番地
市	和歌山市 産業政策課	和歌山市七番丁23番地
市	和歌山市 商工振興課	和歌山市七番丁23番地
市	和歌山市 東部サービスセンター	和歌山市森小手穂55番地(東部コミュニティセンター南隣)
市	和歌山市 河南サービスセンター	和歌山市布施屋41番地(河南コミュニティセンター1階)
市	和歌山市 河西サービスセンター	和歌山市松江北2丁目20番7号(河西コミュニティセンター1階)
市	和歌山市 河北サービスセンター	和歌山市市小路192番地の3(河北コミュニティセンター1階)
市	和歌山市 中央サービスセンター	和歌山市三沢町1丁目2番地(中央コミュニティセンター1階)
市	和歌山市 北サービスセンター	和歌山市直川326番地の7(さんさんセンター紀の川1階)
市	和歌山市 南サービスセンター	和歌山市紀三井寺856番地(南コミュニティセンター1階)
市	和歌山市 本町連絡所	和歌山市北桶屋町7番地
市	和歌山市 城北連絡所	和歌山市西鍛冶屋町7
市	和歌山市 広瀬連絡所	和歌山市広瀬中ノ丁1丁目16番地
市	和歌山市 雄湊連絡所	和歌山市伝法橋南ノ丁16番地
市	和歌山市 大新連絡所	和歌山市新大工町23番地
市	和歌山市 新南連絡所	和歌山市木広町4丁目23番地
市	和歌山市 吹上連絡所	和歌山市堀止東1丁目6番17号
市	和歌山市 砂山連絡所	和歌山市砂山南2丁目1番4号
市	和歌山市 今福連絡所	和歌山市今福2丁目2番88号
市	和歌山市 高松連絡所	和歌山市東高松2丁目4番46号
市	和歌山市 宮連絡所	和歌山市太田2丁目1番26号
市	和歌山市 宮北連絡所	和歌山市黒田205番地の2
市	和歌山市 四箇郷連絡所	和歌山市有本186番地の3
市	和歌山市 中之島連絡所	和歌山市中之島1495番地
市	和歌山市 芦原連絡所	和歌山市雄松町4丁目18番地の2
市	和歌山市 宮前連絡所	和歌山市北中島1丁目7番1号
市	和歌山市 湊連絡所	和歌山市湊3丁目8番21号
市	和歌山市 野崎連絡所	和歌山市野崎194番地の1
市	和歌山市 三田連絡所	和歌山市坂田286番地
市	和歌山市 松江連絡所	和歌山市松江中3丁目4番17号
市	和歌山市 木本連絡所	和歌山市木ノ本127番地の2
市	和歌山市 貴志連絡所	和歌山市向88番地の1
市	和歌山市 楠見連絡所	和歌山市楠見中98番地の7
市	和歌山市 西和佐支所	和歌山市栗栖72番地
市	和歌山市 岡崎支所	和歌山市森小手穂1262番地の1
市	和歌山市 西脇支所	和歌山市西庄1016番地の90
市	和歌山市 和佐支所	和歌山市井ノ口255番地の1
市	和歌山市 安原支所	和歌山市桑山38番地の1
市	和歌山市 西山東支所	和歌山市吉礼342番地の2
市	和歌山市 東山東支所	和歌山市山東中51番地
市	和歌山市 有功支所	和歌山市園部1456番地の1
市	和歌山市 直川支所	和歌山市直川1254番地
市	和歌山市 川永支所	和歌山市楠本283番地
市	和歌山市 小倉支所	和歌山市新庄45番地の2
市	和歌山市 加太支所	和歌山市加太2692番地
市	和歌山市 山口支所	和歌山市里146番地の2
市	和歌山市 紀伊支所	和歌山市弘西1034番地の1
市	和歌山市 雑賀支所	和歌山市西浜1丁目4番48号
市	和歌山市 雑賀崎支所	和歌山市雑賀崎1286番地
市	和歌山市 和歌浦支所	和歌山市和歌浦西2丁目1番19号
市	和歌山市 名草支所	和歌山市紀三井寺673番地の1
市	和歌山市 田野支所	和歌山市田野343番地
他	和歌山商工会議所	和歌山市西汀丁36
他	和歌山市料理飲食業組合	和歌山市小松原通一丁目3-5 飲食会館5F